

千葉市エイズ専門相談実施要領

(目的)

第1 この要領は、エイズのまん延を防止するため、エイズについての相談を希望する者及びHIV感染者等（以下「相談者等」という。）に対して、専門的に保健・生活上の相談を行う相談員を、千葉市保健所（以下「保健所」という。）、千葉市が性感染症検査を委託する医療機関（以下「委託機関」という。）、その他保健所長が必要と認めた場所に配置することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2 相談員は、次の職務を行うこととする。

- (1) 保健所長の指示を受け、保健所、委託機関、その他保健所長が必要と認めた場所において相談者等の保健・生活上の相談を行うこと。
- (2) エイズのまん延防止に必要な、相談に関するその他の業務を行うこと。
- (3) 医療機関からの派遣依頼に基づき、感染者等の相談を行うこと。

(相談の実施および報告)

第3 相談員が相談を行う場所は、保健所、委託機関、派遣依頼のあった医療機関、その他保健所長が必要と認めた場所とする。

- 2 医療機関で相談員が相談を行う際は、主治医との連絡を密にして感染者等の病状等、相談に必要な指示を受けるとともに、相談内容を記録して、後日保健所に報告する。
- 3 医療機関の主治医が相談員との連絡を必要とする場合は、主治医は保健所へその旨を連絡し、保健所は相談員に主治医へ連絡するよう指示する。
- 4 相談の内容記録については、十分に注意し、保管するものとする。
- 5 相談員は、当月分の業務実績を、原則として翌月9日までに保健所に報告する。

(任用)

第4 相談員の任期は1年とする。ただし、更新は妨げないものとする。

(勤務形態)

第5 相談員の勤務形態は、次のとおりとする。

- (1) 勤務日は、保健所が設定する相談日、委託機関における検査日及び検査結果通知日とする。
- (2) その他、保健所長が必要と認めた日及び医療機関からの派遣依頼があった日を勤務日とする。

(服務)

第6 相談員は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 保健所長の指示監督を受け、その職務上の命令に従い、職務に専念すること。
- (2) 職務上知り得た内容については、秘密を厳守すること。

(公務災害補償等)

第7 相談員の公務上の災害または通勤による災害を受けたときは、労働者災害補償

保険法の規定により補償するものとする。

(補足)

第8 この要領の施行について必要な事項は、別途定めるものとする。

附則 この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和7年9月1日から施行する。